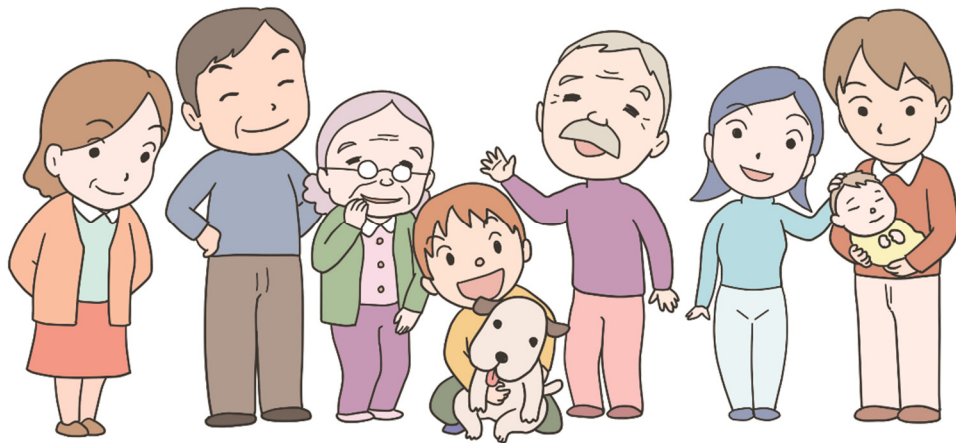


概要版

田原本町高齢者保健福祉計画及び 第8期介護保険事業計画

(令和3～5年度)
(2021～2023年度)

みんなでつむぐ いきいきと安心して暮らせるまち 田原本



令和3年3月
田原本町

1 計画策定の背景・趣旨

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年(2000年)に介護保険制度が創設され、サービスの充実が図られてきましたが、高齢者のみの世帯及び多重問題を抱える世帯が増加する一方で、現役世代の減少が見込まれ、今後も持続可能な制度を確保していくことが重要となっています。

市町村の第6期介護保険事業計画(平成27年(2015年)度～平成29年(2017年)度)以降、「地域包括ケア計画」としても位置づけられ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)までを見据えた地域包括ケアシステムの構築が目指されてきました。田原本町においても、誰もが住み慣れた地域で最期までその人らしく暮らせる地域社会づくりをめざし、医療・介護・予防・住まい・生活支援等を一体的に提供する取組を進めてきました。

また、国においては、地域社会全体の在り方として、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが役割や生きがいを持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」をめざしています。

一方、令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により感染症蔓延期における高齢者の健康維持や生活支援のほか、要支援・要介護認定者は在宅サービスの利用を控える等の実情がありました。また、密集・密接・密閉(三密)を回避しながら感染拡大防止対策を講じ、介護サービスの提供を行う事業者に対する支援といった新たな課題も浮き彫りになったことから、地域の安定した生活基盤の確保に向けて検討・取組を進めていく必要があります。

上記の動向を踏まえ、田原本町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画は、「地域共生社会」の考え方を踏まえ、継続して地域包括ケアシステムの深化を進めるとともに、さらに現役世代が急減することが見込まれている令和22年(2040年)をも念頭に置き、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに向け、策定するものです。

2 計画の期間

本計画は、令和3年(2021年)度を初年度とし、令和5年(2023年)度までの3年間で1期とする計画です。

ただし、本計画では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える令和7年(2025年)や団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えた長期的視点を踏まえ、検討・策定しています。

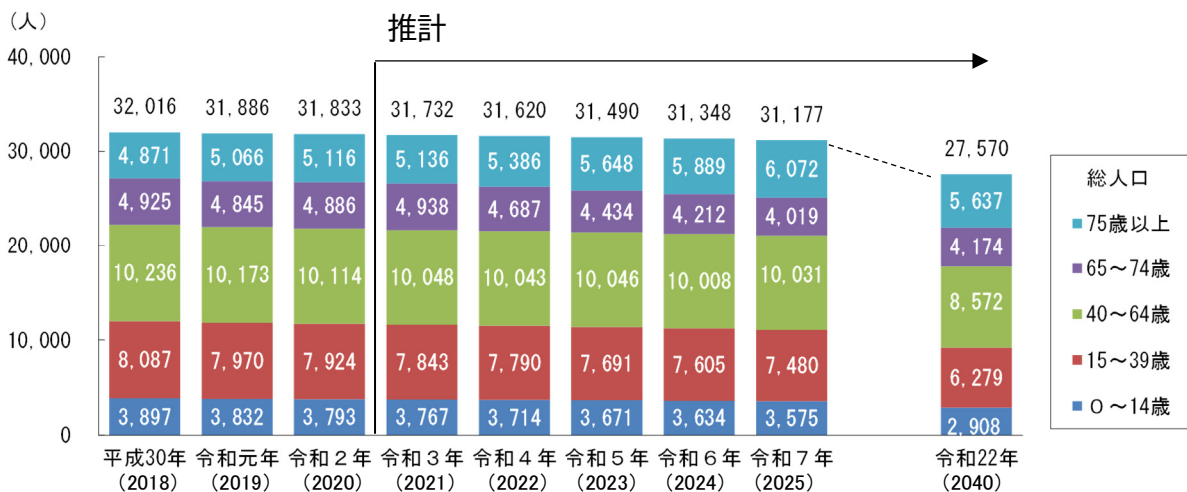
令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第8期計画								
		見直し	第9期計画					
					見直し	第10期計画		

3 高齢者を取り巻く現状と課題

人口の推移と今後の見込み

●田原本町の総人口は、近年の住民基本台帳による人口の推移をみると、減少傾向が続いています。人口推計によると、減少傾向が続くとみられ、令和5年（2023年）には、総人口は31,490人、65～74歳人口は4,434人で総人口の14.1%、75歳以上人口は5,648人で総人口の17.9%になると見込まれます。

■総人口と高齢者人口

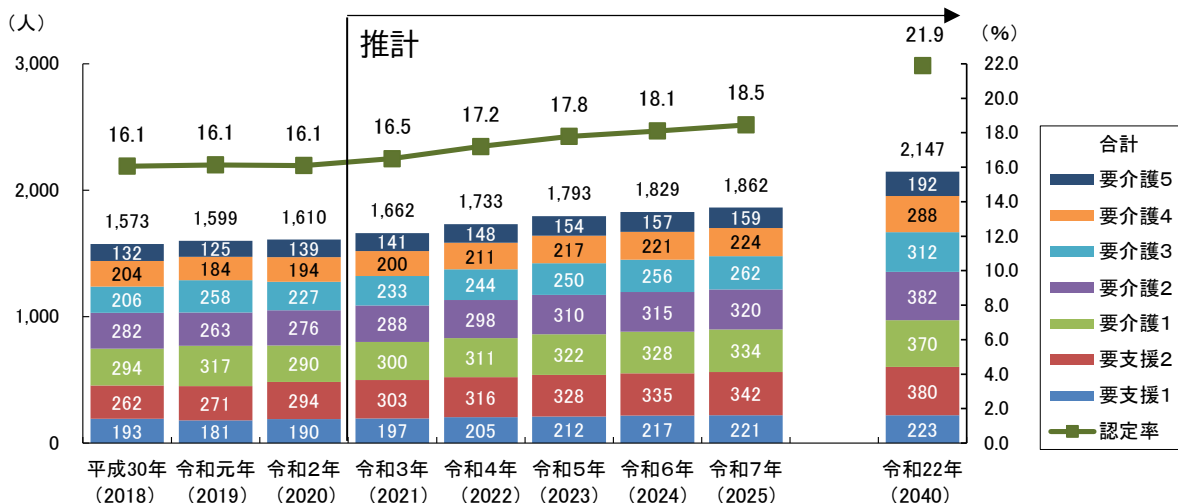


資料：住民基本台帳人口(各年9月末時点)
※総人口は年齢不詳を含む

認定者数と今後の見込み

●田原本町の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は今後も増加傾向となり、令和5年（2023年）には1,793人になることが見込まれています。第1号被保険者に対する認定率も増加傾向となり、令和5年（2023年）には17.8%になることが見込まれています。

■認定者数と認定率



※過去の各年9月末の認定者数から算出した認定率の実績を元に推計

4 基本理念

福祉に関する計画の上位計画である、地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成 29 年度策定）では、社会経済情勢の変化とともに生活様式の多様化、福祉制度の変革に対応した新たな「地域のつながり」がますます求められていることから、町民とともに誰もが安心して住み続けられる福祉のまちづくりをめざして「みんなでつむぐ 福祉のまち 田原本」を基本理念に定めています。

本計画では、地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念に基づき、高齢者がいきいきとして活躍できるまち、健康、福祉、安全に関する取組が充実して高齢者が安心して暮らせるまちとなるよう、みんなで連携し、支えあいながら施策を進めていくことが重要です。

したがって、本計画においては、「みんなでつむぐ いきいきと安心して暮らせるまち 田原本」を基本理念に定め、その実現をめざします。



田原本町公式キャラクター「タワラモトン」

みんなでつむぐ
いきいきと安心して暮らせるまち 田原本

5 施策の体系

基本目標	基本施策	基本理念
いきいきと安心して住み慣れた地域で暮らせる取組	元気でいきいきと暮らすための健康づくりと介護予防の推進	みんなでつむぐ いきいきと安心して暮らせるまち 田原本
	安心して暮らすことのできる地域社会の実現	
地域包括ケアシステムの推進 効果的・効率的な介護給付の推進	1 健康づくりと介護予防の推進 2 生きがいづくりの支援 3 高齢者の雇用や就労支援	
	1 防災・防犯体制の確立 2 災害等緊急時の対策の推進 3 高齢者の住まいの安定的な確保 4 高齢者の尊厳への配慮 5 日常生活サービス・家族介護への支援の充実	
地域包括ケアシステムの推進	1 地域包括支援センター機能の強化 2 生活支援体制の充実 3 認知症施策推進大綱に基づく認知症施策の総合的な推進 4 在宅医療・介護連携の推進 5 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 6 高齢者を支える地域づくりの充実	
	1 介護サービスの質の向上 2 介護事業所への支援 3 介護サービスの苦情相談体制の充実 4 適正化への取組の推進 5 低所得者対策の推進 6 介護人材確保・職場環境の改善支援	
介護保険制度の適正な運営の推進		

6 施策の展開

基本目標1 元気でいきいきと暮らすための健康づくりと介護予防の推進

1 健康づくりと介護予防の推進

健幸ポイント事業と健幸運動教室からなるヘルスケアプロジェクトを進めるとともに、健康寿命の延伸、健康格差の縮小に向けた検診等の保健事業を実施します。

- ヘルスケアプロジェクトの推進
- 健康的な生活習慣の推進

2 生きがいづくりの支援

趣味の活動等やいきいき百歳体操、ボランティア等への参加を促進します。

- 生涯学べる場やスポーツ・レクリエーション活動の充実
- いきいき百歳体操等（住民主体の通いの場）の普及
- 老人クラブ活動やボランティアの促進



3 高齢者の雇用や就労支援

働く意欲のある高齢者が、健康状態やニーズに対応して働けるように、磯城郡シルバー人材センター事業の充実に努めます。

- 雇用や就労機会の確保

基本目標2 安心して暮らすことのできる地域社会の実現

1 防災・防犯体制の確立

災害時に高齢者を支援する体制づくり等地域防災力を高めるとともに、自主防犯活動の促進と消費者被害の防止に努めます。

- 防災体制の普及・啓発
- 防犯体制の普及・啓発

2 災害等緊急時の対策の推進

関係機関と連携した緊急時の救護体制を整えるとともに、介護現場への支援・いきいき百歳体操の団体等に、「新しい生活様式」に対応した感染症対策を行います。

- 緊急時の通報・救護体制の整備
- 感染症対策の推進

3 高齢者の住まいの安定的な確保

多様化している高齢者の暮らしを支援するため、奈良県と連携を図りながら、高齢者が住みよく安心して暮らせる、サービス付き高齢者向け住宅等の供給を推進します。

4 高齢者の尊厳への配慮

高齢者虐待防止に向けて、意識啓発、相談・支援体制の継続的な整備を行うとともに、成年後見制度等権利擁護の周知を行います。

- 地域ぐるみの虐待の防止
- 高齢者虐待への対応の充実
- 成年後見人制度の周知
- 権利擁護に関する相談の充実

5 日常生活サービス・家族介護への支援の充実

地域包括支援センターと連携をとりながら、日常生活サービスの提供と、家族会の設立を支援するなど、介護者の心身の負担軽減や孤立化の防止を図ります。

- 日常生活サービス
- 家族介護への支援



基本目標3 地域で助けあい・支えあうための地域包括ケアシステムの推進

1 地域包括支援センター機能の強化

医師や地域の関係機関と連携した地域包括支援センターの重層的な相談体制づくりを進めるとともに、きめ細やかな相談支援活動、ケアマネジャーへの研修を推進します。

- 関係機関との連携強化による相談窓口機能の充実・拡充
- 多職種連携による地域課題解決能力の強化
- ケアマネジメントの充実

2 生活支援体制の充実

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）により、町区域や中学校区域での資源開発・ネットワーク構築・地域ニーズとサービスの取組の引きあわせを行います。

- 生活支援コーディネーターの配置・活動支援
- マッチングによる地域づくりの推進

3 認知症施策推進大綱に基づく認知症施策の総合的な推進

認知症に関する情報提供や講座等を行うほか、認知症サポーターを養成し、認知症初期集中支援チームとともに、認知症の本人と家族に対する適時・適切な対応と支援を行います。

- 認知症の理解を深める普及・啓発の推進
- 認知症サポーターの養成
- 容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- 認知症の人の介護者への支援

4 在宅医療・介護連携の推進

研修会や国保中央病院の在宅医療支援相談窓口の利用促進等で、医療との連携を強化します。また、要介護者が安心して病院への入退院と在宅療養ができるように支援します。

- 在宅医療の整備・普及
- 入退院調整ルールの運用活用等による連携体制の整備
- 医療・介護等多職種連携の推進

5 自立支援、介護予防・重症化予防の推進

要支援・要介護認定者の自立支援・重症化防止の推進に向けたガイドラインを策定するほか、フレイルの脱却に向けて短期集中型予防サービスを行います。また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

- 基本方針（ガイドライン）に基づく地域ケア会議の充実
- 短期集中型予防サービスの充実
- 要介護者に対するリハビリテーションサービスの提供体制の整備
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進



6 高齢者を支える地域づくりの充実

外出やごみ出しといった高齢者の生活を支援するため、タクシー利用券の交付、コンビニエンスストアによる移動販売車の運行、収集員による一般家庭ごみの収集を行います。

- タワラモトンタクシーの利用拡充
- 移動販売による買い物支援の普及
- ふれあい収集の推進

基本目標4 介護保険制度の適正な運営の推進

1 介護サービスの質の向上

介護保険に関する情報提供を行うほか、利用者が介護サービスを選択する時の参考になるよう、事業者の介護サービスに関する自己評価や第三者評価の促進を図ります。

- 介護保険サービスの適切な利用促進
- 介護サービスの評価の促進

2 介護事業所への支援

サービスの質の向上を図るために、介護事業者に対して、事例検討会、研修・連絡会等の情報提供、計画的な実地指導を行います。

- 居宅介護支援事業者への支援
- 地域密着型サービス事業者、第1号事業者への支援
- 介護保険施設への支援

3 介護サービスの苦情相談体制の充実

介護保険に関する苦情相談に対しては、奈良県国民健康保険団体連合会と連携し、苦情申立て、奈良県介護保険審査会の案内のほか、地域包括支援センター等により対応します。

4 適正化への取組の推進

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促します。

- 適正な要介護等認定の推進
- ケアプラン点検体制強化
- 住宅改修・福祉用具購入等点検体制強化
- 縦覧点検・医療との突合の実施
- 介護給付費通知の送付

5 低所得者対策の推進

低所得者に対し、保険料の軽減を実施するほか、介護保険施設利用時の食費や居住費の負担軽減、利用者負担額減免措置制度の周知を行います。

- 低所得者の保険料の軽減
- 各種減免制度の周知
- 社会福祉法人等による利用者負担額減免措置制度の利用促進

6 介護人材確保・職場環境の改善支援

奈良県が実施する介護員養成研修等の周知を図ります。また、学校での職場体験、福祉体験等での介護職の魅力発信、事業者の負担軽減のため手続に関する簡素化等を進めます。

- 関係部署との連携による介護人材の育成・確保・取組の充実
- 事業者からの文書に係る負担軽減に向けた取組の推進



7 介護保険料の設定

■令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の段階及び料率

段階	対象者	基準額に対する割合	年額
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.50	36,600円 (※)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.75	54,900円 (※)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	基準額 ×0.75	54,900円 (※)
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	65,800円
第5段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人	基準額 ×1.00	73,200円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	87,800円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	95,100円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	109,800円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	基準額 ×1.70	124,400円

※低所得者の保険料軽減にかかる対応で、第1段階の保険料は年額21,900円、第2段階の保険料は年額36,600円、第3段階の保険料は年額51,200円に減額されます。

■田原本町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画【概要版】■

発行：田原本町 住民福祉部 長寿介護課 住所：〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890-1
TEL：0744-32-2901（代表） FAX：0744-32-2977
発行年月：令和3年3月